

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 ( 4 4 2 0 1 )
地域名 (地域内農業集落名)	野津原 3 - ① ( 上 詰 ・ 湛 水 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 2 月 15 日 (第 1 回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

## 【地域の基礎データ】

法人：農事組合法人 1 法人

主な作物等：水稻、麦、繁殖牛

- ・ 中山間地域であるが、基盤整備済の農地が多く、耕作に適している。  
ただし、法面が高いため、草刈り等の作業負担が大きい。
- ・ 農業従事者の高齢化により担い手が不足している。
- ・ 鳥獣防護柵を設置しているが、シカ・イノシシの被害がある。
- ・ 〔湛水地区〕 共同で利用できる農業機械を所有しているが、使用率が低い。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻、麦の生産や畜産（繁殖牛）を継続する。

## 〔上詰〕

- ・ 担い手不足を解消するため、地区外からの担い手確保や周年雇用を目指した営農の取組及び高性能な農業機械の導入を進める。
- ・ 道の駅等への出荷を目的とした少量他品目生産を行うとともに、農産加工品の製造販売を行う。

## 〔湛水〕

- ・ 地域の農地は地域で守ることを原則とし、集落営農組織等の立ち上げを検討する。
- ・ 将来のあらゆる土地利用の可能性を見据え、地区内若手農業者及び集落営農組織への農地集積を進める。
- ・ 農業機械の共同利用を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	-	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
目標地図に位置付けられた者等に中間管理機構（以下、「機構」と記載する。）を通じた集積・集約化を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
広範囲で基盤整備事業を実施済である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
上詰は地域内外から、湛水は地区内にて、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、農業委員会、JA、機構と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣防護柵の定期的な点検や猟友会との連携を強化する。
- ⑦農地を維持管理していくための取決めをもとに中山間地域等直接支払制度を活用し、農業生産活動に取り組む。
- ⑨観光農園等、土地利用のあらゆる可能性について検討する。